

信頼される教師・学校をめざすチェックシート

山形県教育委員会

下記の1～10のことについて、A～Dからあなたの考えや行動に一番近いものを一つ選び、○で囲んで下さい。課題がある項目については、A・Bをめざして努力しましょう。

A：あてはまる B：どちらかといえばあてはまる C：どちらかといえばあてはまらない D：あてはまらない
(少し課題がある) (改善の必要がある)

【师表たるべき教師】

1. 私は、子どもたちを教え導く教師として、自らを律し、常に自覚ある言動を心がけている。 A B C D

【使命感と生きがいを持って仕事をする教師】

2. 私は、子ども一人一人の人格を尊重している。 A B C D

3. 私は、授業や子どもとの活動に充実感を感じている。 A B C D

4. 私は、教師として成長している自分を実感している。 A B C D

【安心・安定した生活を送る教師】

5. 私は、地域の行事や活動に積極的に参加するよう心がけている。 A B C D

6. 私は、家族と過ごす時間を大切にし、余暇の確保にも努めている。 A B C D

【ストレス対応と自己理解のできる教師】

7. 私は、自分の弱さや短所、どんな時にストレスを感じるかを自覚している。 A B C D

8. 私は、自分の弱さや短所、ストレス等を克服するよう努力している。 A B C D

【事故・不祥事の未然防止】

9. 私は、いかなる不祥事に対しても常に当事者意識を持ち、自分自身への戒めとしている。 A B C D

10. 私は、同僚の気になる言動に対し、支え合う仲間として、指導(注意)や助言を心がけている。 A B C D

◇事故・過失・トラブル・不祥事等の未然防止のためのチェック表

※ 課題がある項目についてチェックし、自らを律し、規律ある行動に努めましょう。

チェック	日常的に気をつけていきたいこと
① <input type="checkbox"/>	【飲酒運転】 飲酒運転を起こさない方法を自分自身も、職場でも考えている。
② <input type="checkbox"/>	【安全運転】 標識をよく確認し、危険な状況を予測しながら運転している。
③ <input type="checkbox"/>	【個人情報】 学校で定めたルールに従い、個人情報を管理している。
④ <input type="checkbox"/>	【金銭管理】 どの会計業務も、複数の人間で、予算・執行・決算を適正に行っている。
⑤ <input type="checkbox"/>	【文書管理】 学校外への広報、通信、通知文等については複数の人間が点検している。
⑥ <input type="checkbox"/>	【わいせつ】 性的な言動等、誤解や批判を受ける行動をしないよう厳しく律している。
⑦ <input type="checkbox"/>	【セクハラ】 異性を尊重し、相手を思いやる言動を心がけている。
⑧ <input type="checkbox"/>	【パワハラ】 感情的な言動、個人の非難、仕事の強要はしないよう心がけている。
⑨ <input type="checkbox"/>	【苦情対応】 苦情や要望は、よく聴き、真意を確かめ、上司に相談して対応している。
⑩ <input type="checkbox"/>	【体罰】 体罰は人権を侵害する違法行為であり、決して行わないと自覚している。

※ 本チェックシートは、山形県のホームページ(教育局教職員課)からもダウンロードできます。定期的にチェックし、自分の言動を振り返るようにしましょう。

参 考

何よりも、学校の子どもたち、
そして、家族が悲しみます。

◇ 不祥事を起こすと ◇

【道義上の責任】

日ごろ児童生徒に対し、社会ルールの遵守、校則の遵守などを指導している立場上、基本的な社会のルールに反する行為は、子どもたちや保護者の信頼を裏切ることになります。

【民事上の責任】

加害事件を起こした場合には、被害者に対し物質的損害のみならず、精神的損害についても補償しなければなりません。

【刑事上の責任】

犯した行為が犯罪と認められる場合には、刑法等により各種の刑罰に処せられます。禁固以上の刑に処せられた場合には、地方公務員法に基づき当然に失職し、さらに教育職員であれば、教育職員免許法に基づき、教育職員免許状が失効するので、教員としての途が閉ざされることにもなります。

【懲戒処分】

地方公務員法に基づいて、次のような懲戒処分を受けることになります。

戒告 減給 停職 免職

■ もし、勤続25年の47歳の教員が、 飲酒運転で懲戒免職になったら……

- ① 定年までの給与と退職金
約1億2千万円の損失
(モデル試算)
- ② 年金にも影響



◆ 懲戒処分を受けると ◆

§1 子どもたちや保護者への影響

- 免職となった場合 → 教職員としての身分を失い、教壇に二度と立つことができません。
- 停職となった場合 → その期間、授業はもちろん職務に従事することができません。

§2 経済的影響

免職の場合は退職金が支給されません。停職の場合は、その期間給料が支給されず、減給の場合は、その期間給料が減額されることになります。懲戒処分を受けると、退職するまでに受け取る給与の総額のみならず、退職手当の額にまで大きく影響を与えます。

§3 履歴にあたる影響

懲戒処分は、履歴書に記載されます。停職処分を受けた場合には、生涯、履歴から消えないことになります。

☆ 学校で、「わたしから」「できることから」、取り組んでみてはどうでしょうか。



① 一人一人が「自己存在感」を感じる職場を作りましょう。

② 「気軽に話し、相談できる」同僚を作りましょう。

③ 仕事を整理し、生活に「ゆとり」を持ちましょう。